

北海道告示第 10567 号

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 14 条において準用する同法第 13 条第 5 項の規定により、次により地方卸売市場を変更認定した。

令和 4 年 4 月 21 日

北海道知事 鈴木 直道

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 認定年月日 | 令和 4 年 4 月 15 日 |
| 2 開設者の名称 | 羅臼漁業協同組合 |
| 3 開設者の住所 | 目梨郡羅臼町船見町 2 番地の 13 |
| 4 地方卸売市場の名称 | 羅臼地方卸売市場 |
| 5 地方卸売市場の位置 | 目梨郡羅臼町船見町 2 番 3 先 |
| 6 地方卸売市場の取扱品目 | 生鮮水産物及びその加工品 |